都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年四月十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　許可番号

平成二十四年十二月二十五日奈良県指令建第九〇―一七〇号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成二十五年四月十日建第七九三九号

公共施設に関する工事の検査済証　平成二十五年四月十日建第四八一四号

三　開発区域に含まれる地域

桜井市大字戒重四六六番六及び四六六番一三の各一部

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング　代表取締役　荒木正義

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　桜井市大字戒重四六六番六及び四六六番一三の各一部

下水道　桜井市大字戒重四六六番六及び四六六番一三の各一部

一　許可番号

平成十九年五月十一日奈良県指令建第七八―二一八号

平成二十三年十二月十五日奈良県指令建第七八―二一八―一号

平成二十四年七月十七日奈良県指令建第七八―二一八―二号

平成二十五年四月九日奈良県指令建第七八―二一八―三号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成二十五年四月十日建第七九四〇号

公共施設に関する工事の検査済証　平成二十五年四月十日建第四八一五号

三　開発区域に含まれる地域

生駒市壱分町五六八番三、五六八番四、五六八番五、五六八番六、五六八番七、五

六八番八、五六八番九、五六八番一〇、五六八番一一、五六八番一二、五六八番一三、五六八番一四、五六八番一五、五六八番一六、五六八番一七、五六八番一八、五六八番一九、五六八番二〇、五六八番二一、五六八番二二、五六八番二三、五六八番二四、五六八番二五及び五六八番二六

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市中菜畑二丁目一〇一一番ー一

京和ビルディング株式会社　代表取締役　山田良弘

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　生駒市壱分町五六八番三、五六八番四、五六八番二五及び五六八番二六

下水道　生駒市壱分町五六八番二五の一部

水路　生駒市壱分町五六八番六